

第 4 8 号 議 案

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等
に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条
例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和 28 年新宿区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「証紙徴収の方法」を「徴収の方法等」に改める。

第 2 条の見出し中「証紙徴収」を「徴収」に改め、同条第 1 項中「の納税者は、当該税額を第 1 号様式による軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない」を「は、普通徴収又は証紙徴収の方法により徴収する」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を削り、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前 10 日までに納税者に交付しなければならない。

3 第 1 項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に軽自動車税（種別割）納税証紙（第 1 号様式。以下「証紙」という。）をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、証紙に軽自動車税（種別割）納税済検印（第 2 号様式）による検印を受けたときに完了するものとする。

第 3 条中「4 月 11 日」を「5 月 11 日」に、「同月 30 日」を「同月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 2 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行による日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号）の改正に伴い、アメリカ合衆国の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割について、普通徴収の方法により徴収することができることとする必要があるため